

公益財団法人深井奨学財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人深井奨学財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都立の高等学校の生徒に対し、育英上必要な支援を行い、また、東京都立戸山高等学校の教育活動を支援し、将来、社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、つぎの事業を行なう。

- (1) 東京都立の高等学校の生徒で、支援を要する学業の優秀な生徒に奨学資金を給与
- (2) 東京都立戸山高等学校の総合的な教育活動に対する助成
- (3) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項1号の公益事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人が第4条の事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をこの法人の基本財産とする。

2 基本財産以外の財産をその他の財産とする。

3 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会及び評議員会の決議により別に定める寄附金等取扱規程によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産について、この法人は適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を経て行わなければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産は、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない、その運用方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに東京都に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属説明書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 12 条 この法人に、評議員 5 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするものの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該地の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることはできない。

4 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊な関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊な関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、つぎの事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員の報酬等の支給の基準
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分及び除外の承認
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(8) 責任の免除又は限定

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議については特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員の報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分及び除外の承認

(5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(6) 責任の免除又は限定

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案に

ついて、決議に加わることのできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告を要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名が記名押印する。

第 6 章 役員等

(種類及び定数)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 9 名以内
- (2) 監事 2 名以内

(役員の選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事会において、理事のうち理事長 1 名と常務理事 1 名を選定する。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係のあるものを含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係のあるものを含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

3 理事長、常務理事は、理事会に自己の職務の執行の状況を毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められたとき。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務理事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定して額を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(責任の免除又は限定)

第 32 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の損害賠償について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第 33 条 この法人に、任意の期間顧問を 2 名まで置くことができる。

(1) 顧問の選任及び解任は、理事会にて行なう。

(2) 顧問の報酬は、無償とする。

2 顧問は、理事長の諮問に答え、理事長に対して参考意見を述べることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) その他法令及びこの定款に定められた事項

(開催)

第 36 条 理事会は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上開催する。

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事が議長の職務を

代行する。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である公益事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消し日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、国若しくは地方自治体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方自治体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、大山 綱明とする。

4 この法人の最初の常務理事は、庄内 正文とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

歌田 勝弘 多賀 宗紀 大輝 精一 三浦 登
内田 和博 和田 姫子 佐藤 康子

6 本定款は、変更認定を受けて平成26年7月1日改訂した。

7 本定款は、平成27年5月22日改訂した。

8 本定款は、平成30年6月1日改定した。

以上は公益財団法人深井奨学財団の定款に相違ありません

令和5年6月20日

東京都新宿区戸山3丁目19-1

東京都立戸山高等学校内

公益財団法人深井奨学財団

代表理事 井上 尚男

